

令和6年 第4回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和6年3月22日

品川区教育委員会

令和6年第4回教育委員会臨時会

日 時 令和6年3月22日(金) 開会：午後1時  
閉会：午後2時57分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき  
教育長職務代理者 吉村 潔  
委 員 海沼 マリ子  
委 員 濱松 誠

欠席委員 委 員 稲垣 百合恵

出席理事者 教 育 次 長 米田 博  
庶 務 課 長 宮尾 裕介  
学 務 課 長 柏木 通  
指 導 課 長 中谷 愛  
教育総合支援センター長 丸谷 大輔  
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦  
品川図書館長 吉田 義信  
学校施設担当課長 森 雄治  
文化観光課長 篠田 英夫  
統括指導主事 升屋 友和

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝  
書 記 藤沼 真也子  
書 記 田島 希望

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 報告事項 1 教育委員の任命同意について  
協議事項 1 委員の議席について  
第 16 号議案 教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用  
について  
第 17 号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則  
第 18 号議案 学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
第 19 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
第 20 号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則  
第 21 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則  
第 22 号議案 指導主事の配置について  
第 23 号議案 学校教育職員（固有教員）の任免等について（休職）  
第 24 号議案 学校教育職員（固有教員）の任免等について（産育代替・任用）  
第 25 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）  
報告事項 2 令和 5 年度教育次長賞の受賞者について  
報告事項 3 教職員の任免等について（異動）  
報告事項 4 教職員の任免等について（退職）  
報告事項 5 教職員の任免等について（休職）  
報告事項 6 運動部活動の地域移行に係る協議会（第 2 回・第 3 回）および  
文化部活動の地域移行に係る協議会（第 2 回）の報告について  
報告事項 7 「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」改訂について  
報告事項 8 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について  
報告事項 9 いじめの重大事態の結果報告について  
報告事項 10 子ども読書の日フェアについて  
報告事項 11 事務局職員の任免等について（休職）  
報告事項 12 品川歴史館リニューアルオープンについて  
そ の 他 令和 6 年 4 月の行事予定について

【教育長】 ただいまから、令和6年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員に、吉村教育長職務代理者、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【海沼委員】 よろしくお祈りいたします。

【教育長】 本日は傍聴の方がおられますので、お知らせします。

なお、稲垣委員より、本日の委員会欠席の旨、連絡がありましたことをお知らせいたします。

初めに、会議の持ち方についてですが、日程第3、第16号議案、教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用について、日程第3、第22号議案、指導主事の配置について、日程第3、第23号議案、学校教育職員（固有教員）の任免等について（休職）、日程第3、第24号議案、学校教育職員（固有教員）の任免等について（産育代替・任用）、日程第3、第25号議案、幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）、日程第4、報告事項3、教職員の任免等について（異動）、日程第4、報告事項4、教職員の任免等について（退職）、日程第4、報告事項5、教職員の任免等について（休職）、日程第4、報告事項11、事務局職員の任免等について（休職）、これらの案件は、人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、報告事項1、教育委員の任命同意について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、教育委員の任命同意についてを御説明申し上げます。恐れ入ります。資料の1をお手元に御用意いただければと思います。

去る令和6年3月7日開催の区議会本会議におきまして、区長から、濱松委員の任命同意について、区議会に諮り、同日可決をされました。

その後、区長から濱松委員へ、3月8日付で教育委員任命の発令が行われたため、御報告をいたします。

なお、濱松委員の議席につきましては、現在のところ、暫定的にこのようにお座りいただいておりますが、後ほど教育長より御審議をいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 庶務課長より説明がありました。

それでは、濱松委員より一言御挨拶をお願いいたします。

【濱松委員】 濱松でございます。このたびはありがとうございます。品川区の教育、それから子供たちのために精いっぱい頑張る所存です。私は、議会でも申し上げましたけれども、朝会、役所の皆さんにも申し上げましたが、これからは、何が起こるか分からない未来に対す

る切り開く力、強さといえますか、と、やはり異なるもの、違うものに対する受け入れる優しさ、この強さと優しさの両方が必要だというふうに本当に心から思っています。なので、微力ながら精いっぱい頑張りたいなと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。

次に、各委員より自己紹介をお願いします。

【吉村教育長職務代理者】 教育長職務代理者ということでお仕事させていただいています吉村潔と申します。私も教育委員になって2年目が終わるところです。また新たな委員の方も加わりましたので、品川の教育のためにいろいろ考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【教育長】 海沼委員、お願いします。

【海沼委員】 海沼と申します。よろしくお願ひいたします。私は、町会といえますか、地域というところから選出させていただいております。今、町会もやっておりますので、またいろいろとよろしくお願ひいたします。

【教育長】 教育長、伊崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、続いて、事務局職員より自己紹介をお願いします。

【教育次長】 教育次長の米田でございます。よろしくお願ひいたします。

【庶務課長】 庶務課長の宮尾です。よろしくお願ひいたします。

【学校施設担当課長】 学校施設担当課長の森でございます。よろしくお願ひいたします。

【学務課長】 学務課長の柏木です。よろしくお願ひいたします。

【指導課長】 指導課長の中谷と申します。よろしくお願ひいたします。

【教育総合支援センター長】 教育総合支援センター長の丸谷と申します。よろしくお願ひいたします。

【特別支援教育担当課長】 特別支援教育担当課長、唐澤です。よろしくお願ひいたします。

【品川図書館長】 品川図書館長の吉田です。よろしくお願ひいたします。

【統括指導主事】 指導課統括指導主事の升屋でございます。よろしくお願ひいたします。

【庶務係長】 庶務課庶務係長の菅野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【書記】 庶務課書記の藤沼です。よろしくお願ひいたします。

【書記】 庶務課書記の田島と申します。よろしくお願ひいたします。

【学事係長】 学務課学事係長の新井と申します。よろしくお願ひいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

続いて、次に、日程第2、協議事項1、委員の議席について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 品川区教育委員会規則第6条で、委員の皆様の議席は、教育長が会議に諮り、定めるといふふうに規定されております。したがって、現在のところ、暫定的にこのようにお座りいただいておりますが、教育長から議席について御審議をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【教育長】 事務局より説明がありましたとおり、品川区教育委員会規則第6条で、委員の議席は、教育長が会議に諮り、これを定めると規定されていますので、お諮りいたします。

それでは、委員の議席については、資料2を御覧ください。暫定的に吉村教育長職務代理者

は1番席、海沼委員は2番席、本日欠席ですが、稲垣委員は3番席、濱松委員は4番席に入っています。

現在の議席のとおりで御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、異議なしと認め、そのように決定し、次回以降の教育委員会も引き続きこちらの議席といたします。

次に、日程第3、第17号議案、品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、第17号議案、品川区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。恐れ入ります。資料の4を御覧いただければと思います。

今回、このたび、庶務規則の改正の趣旨といたしましては、令和6年4月1日付で区全体で組織改正を行うことによるものでございます。そのうち、教育委員会事務局に関連する部分につきまして、この規則を改正することによって、それを裏づけるというものになります。

具体的に申し上げます。1ページ目の第2条のところを御覧いただければと思います。教育総合支援センターのところに新たに3つの担当主査を設けます。具体的には、不登校・相談担当(主査)制、学校支援担当(学校支援チームHEARTS)、それから、いじめ対策担当、こちらの3つの担当主査を設けるというものでございます。その3つの担当でございますが、第8条にてその職務の内容を定めるものでございます。不登校・相談担当では、不登校施策に関すること、教育相談、それから適応指導教室に関すること。2点目の学校支援担当につきましては、おめくりいただいて、不登校、いじめ、学校支援に関すること、それから、2番目といたしまして、学校と関係機関との調整に関すること。そして、3番目のいじめ担当(主査)につきましては、4点です。(1)から(4)まで、いじめ防止対策事業の推進、いじめ対策委員会、いじめ根絶協議会に関すること、いじめ重大事態の調査に関すること、それから、いじめ対策、いじめの対応、連携、調整に関すること、こういった事務を所掌するというものになります。

以下、次からのページには具体的に新旧対照表をおつけしてございます。

そして、新旧対照表が3ページから13ページまでで、15ページ以降に、今回、令和6年4月1日付で区全体で組織改正をする内容が記載されてございます。今私が御説明を申し上げた教育委員会事務局分につきましては、資料の最終ページ、22ページに現行と改正後の対比を記したものがございます。御確認をいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】 それでは、質疑はございますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 では、品川区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について、採決をしていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第17号議案、品川区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について、原案ど

おり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することといたしました。

次に、日程第3、第18号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第3、第19号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、これらの議案は、一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ採決していきたいと思っております。では、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、第18号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、第19号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。資料5・6を御覧いただければと存じます。

学校教育職員及び幼稚園教育職員に係る勤勉手当の支給月数につきまして、令和5年の特別区人事委員会勧告に基づきまして、令和5年11月末に、12月期支給分において引上げ分の全てが反映されるよう改正を行いました。このたび、勤勉手当の支給月数を、令和6年度以降においては6月期と12月期支給における引上げ分が均等となるようにならず改正を行うものであります。

1枚目は、再任用以外の職員として、一般職員と管理職員に分けてお示ししております。1枚おめくりいただきまして、裏面は再任用職員の一般職員と管理職員についてのものとなります。いずれにしましても、今回の改正では、年間のトータルでの支給月数は変更はございません。

施行期日は令和6年4月1日としております。

なお、規則の新旧対照表につきましては、2枚目以降に御参考としてお示しさせていただきます。

以上になります。よろしく願いいたします。

【教育長】 質疑はございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、第18号議案、第19号議案について、それぞれを採決していきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第18号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第19号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第3、第20号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、日程第3、第21号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休

暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、これらの議案は、一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ採決していきたいと思えます。では、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、第20号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、第21号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。資料7・8を御覧ください。

現在、学校教育職員及び幼稚園教育職員が、子の通院や看病等のために取得できる、子の看護のための休暇につきましては、子の対象年齢が9歳に達する日以後の最初の3月31日までとなっております。職員の思いやアイデアを意見できる場として設置されましたみんなの目安箱に寄せられた意見の中から、子の対象年齢を12歳に達する日以後の最初の3月31日まで（対象となる子が障害や難病等を有する場合には18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）に拡大する改正を行うものであります。

この規則につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

裏面につきましては、規則の新旧対照表を参考としてお示しさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 質疑はございますか。

【濱松委員】 ごめんなさい。いいですか。すみません。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 濱松です。

これは結構ほかの区でもやっているんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 こちらの内容につきましては、御参考として東京都のことを御紹介させていただきますと、東京都については、この子の対象年齢というのは、今回改正する内容を既に実施しているところがございます。今回、品川区としまして、御意見があったということ反映する形で対象年齢を拡大するというようなものになってございます。

【濱松委員】 ありがとうございます。何で聞いたかという、めっちゃめっちゃいいことだし、絶対やったほうがいいと思うんですけど、品川区として、もちろん目安箱にして、やっぱり何か、これやってほしいという声があるんだけど、その声よりもできるだけ先進的に挑戦としてやっていこうということがあったほうがいいと思うので、切り開いていくというものがあればいいなと思って、もちろん東京都がやっているからというのもそうなんですけど、すばらしいので、もっとこれを早くできたらいいなと思いました。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、第20号議案、第21号議案について、それぞれ採決をしていきたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 それでは、採決いたします。

第20号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第21号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第4、報告事項2、令和5年度教育次長賞の受賞者について、説明をお願いします。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和5年度教育次長賞についてを御説明申し上げます。恐れ入ります。資料の13をお手元に御用意いただければと思います。

教育次長賞でございますが、こちらは、管理職を除く教育委員会事務局の職員、それから学校に勤務する職員が、他の模範となる功績を残したとき、その功労に対する褒賞を行うことにより、職員のモラルアップを図り、もって職員の資質の向上を図り、組織の活力増進に資する、こういったことを目的に毎年実施しているものでございます。

今年度の教育次長賞の対象者は、資料に記載の5名でございます。学校に勤務する職員が2名、事務局の職員が3名ということで、計5名を今回表彰したいと考えてございます。なお、職、氏名、所属、表彰内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

こちらの5名の方につきましては、資料に記載の3月27日に実際に表彰式を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、令和5年度教育次長賞の受賞者については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第4、報告事項6、運動部活動の地域移行に係る協議会(第2回・第3回)および文化部活動の地域移行に関する協議会(第2回)の報告について、日程第4、報告事項7、「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」改訂について、これらの案件は一括して説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 では、私から、運動部活動の地域移行に係る協議会(第2回・第3回)及び文化部活動の地域移行に係る協議会(第2回)、「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」改訂について、併せて報告をいたします。

まず、資料17を御覧いただければと存じます。区立学校の部活動地域移行の在り方等を総合的に検討することを目的といたしまして、校長、PTA代表、地域代表、区内のスポーツ推進や文化振興の関係者を委員として構成し、令和5年12月12日に運動部の協議会(第2回)、令和6年2月29日に運動部の協議会(第3回)と文化部の協議会(第2回)を合同

で開催いたしました。

1 ページ目を御覧いただければと存じます。まず、運動部の協議会（第2回）についてでございます。今年度より、子供たちにいろいろなスポーツに取り組める機会をつくるため、民間の団体や企業への委託を進めている地域部活動、ラグビー、ホッケー、バドミントン、ダンスのそれぞれの進捗状況につきまして、事務局より御報告いたしました。

裏面を御覧ください。運動部の協議会（第3回）と文化部の協議会（第2回）となっております。こちらの会では、主に「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」の改訂の方向性について協議しまして、内容について御了承いただいております。それぞれの会で委員からいただいた主な意見を記載させていただいております。

2 枚目以降につきましては、地域部活動の進捗状況についての参考資料となります。

まず、ラグビー部の総括につきまして、6 ページ下段を御覧ください。運営につきましては、教育委員会と連携して、学校の朝会等で社会人チームのラグビー選手を招いての募集・周知を行ったことで、5 学年から9 学年まで、幅広い申込みがございました。一方で、運営面につきましては、体制の強化に向けて工夫が必要となっております。

続きまして、ホッケーの総括になります。10 ページを御覧ください。運営に関しまして、スポーツ推進課と連携し、情報提供、学校へ周知するとともに、八潮地域の関係の会場を確保して実施いたしました。委託先の東京都ホッケー協会は、元日本代表の経験を持つオリンピックや日本ホッケー協会アスリート委員会委員長など、多彩な御経歴の方々を指導者として派遣していただきました。さらに、オリンピックスタジアムで複数の私立中学校との交流試合もすることができ、充実した活動内容となりました。次年度は、部員数の確保に向けて、事前に体験会を行うなど、案内をさらに工夫してまいりたいと存じます。

続きまして、14 ページ、バドミントン部の総括になります。運営につきましては、1 か月前の周知や説明会の開催によりまして、5 学年から8 学年まで、定員を超える申込みがございました。課題としましては、派遣された指導者1 人だけで経験差もある異学年集団を指導することについて、難しい場面があったことです。そこで、指導課の担当がフォローを行うなどして課題解決を図ってまいりました。結果としては、参加された方にとって、とても充実した活動内容となりました。

最後に、ダンス部についてでございますが、こちらは協議会を開催した2月29日時点で活動中でしたので、中間報告の形となっております。委託先は、地元の企業、セガサミーホールディングス株式会社のグループ会社である株式会社ウェブマスターとなっております。全5回で、2月4日から3月3日までの日曜日、活動時間は13時30分から15時30分、練習会場を品川区立五反田文化センターのスタジオで行いました。部員数につきましては、募集時は30名としておりましたが、多数の御応募をいただきましたので、会場の広さを考慮して5名を追加しまして、参加人数を35名としました。指導者は、プロダンスリーグのDリーグに参戦しているプロのダンスチームとなっております。ヒップホップダンスを経験し、楽しく踊ることを目的としながら、充実した活動となりました。

続きまして、「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」の改訂につきまして、資料18を御覧いただければと存じます。今回の改訂に当たりましては、資料中段の「内容」にお示ししましたとおり、スポーツ・文化芸術環境を構築する観点に立ちまして、児童・生徒のニーズを踏まえ、部活動が多様な形で最適に実施されることを目指すこと、部活動の指導・運営に

係る体制を構築する際、学校全体として教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえることなどを明記する予定となっております。内容の詳細につきましては、その下の四角囲みに記載させていただきます。

なお、裏面以降につきましては、御参考として現在の方針を載せさせていただきます。こちらをベースに改訂を行いまして、4月には各学校に配付予定としております。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。最初のほうのまず運動部活動の地域移行、ラグビー、バドミントン、ホッケー、ダンスということで、こういう形で始めていくということなんですけど、お聞きしたいことが2つあります。

1つは、これ、今後、区全体にもっと広げていって、人数も多くの生徒を受け入れられるような方向に持っていこうとしているのかどうかということがまず1つの質問です。

2つ目は、行っている曜日を見ると、水曜日はありますけど、あとは土日が結構多いのかなと思うんですけど、これ、部活動に代わる地域移行ということでいうと、今後、例えば、土日はもちろんいいんですけども、平日なんかこういう種目をさらに展開していくということが可能になっていくのかどうか、ちょっとその辺の今、現段階での考えというか、見通しというか、それをお聞かせいただければと。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ありがとうございます。

まず1つ目の御質問についてなんですけれども、原則として、応募数を拡大という方針で考えております。ただし、4種目のうち、バドミントンだけは今年度限りとさせていただきます。といいますのも、こちらの種目については、既に区内の学校の部活動で、非常に多くの学校で行っている種目でございます。今年度の実証事業の成果を学校のほうに還元するというような形で移行していきたいと思っております。一方で、残りの3つの種目につきましては、やはり品川ならではの種目であったり、子供たちが、学校部活動にはなかなかなかったり、もしくは専門の指導者がいなかったりということで、非常に頼りにしている種目であったりということもありますので、こちらの3種目については応募者拡大ということでやっていきたいと思っております。

それから、2点目の活動の曜日についてですけれども、基本的には土日ということで、休日というところで考えておるんですが、今、試験的に、水曜日にやるということがどれだけ学校にも影響をかけずにできるのかという視点でやっております。例えば水曜日も、集合型だけに固執するのではなくて、オンラインでの練習といいますか、ミーティングの開催というようなことも計画しております。実技でやっていく部分と、オンラインで振り返ったり、仲間意識を、絆をつくるためにコミュニケーションを取るような形でやったりと、併せて進めていくような計画をやってみまして、その中の効果ということも見ながら、その次の年度につなげていきたいなと思っております。なので、学校の部活動を平日やっている中、地域部活動を急激に増やしていくというような方針はないということをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

【吉村教育長職務代理者】 はい、分かりました。

【教育長】 ほかによろしいでしょうか。

濱松委員。

【濱松委員】 既にやられていたらあれなんですけど、eスポーツみたいな、この3つ4つ、今回やられたもの以外に何か展開を考えられているんです。ごめんなさい。もし聞き逃していたらすみません。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 御質問いただいたeスポーツについては、現在、まだやる予定はないというところがございます。ただ、近年子供たちにも人気のある種目であるということは承知しておりますので、他地区でやっているような前例を見ながら研究していきたいなと思っております。

以上でございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 こちらの部活動の在り方に関する方針のほう、これもいいんですよね。こちらについて、1つは、これ読むと、校長が毎年度、学校の部活動に係る活動方針をつくって提出すると。これは、今まではこういうものというのは中学校から求めていたのかどうか。それから、求めていたとすれば、今回、今までとどこが違ってくるのか。恐らく、中学校の部活動の状況をつかんで、適切に指導員を配置していくとか、できるだけ中学校の先生たちが関わらなくてもいいような形を取れるようにしていくための一つの計画書を教育委員会でも見ていくということだと思んですけど、まず、その校長がつくる活動方針について、どのような意図で、どのようなものをつくろうとしているのかというのが1つ目の質問です。

それから、2つ目は、これは働き方改革の一環としてやっていくわけですけど、例えば部活動をあまりしたくないという教員がたくさんいて、なかなか部活動が思うようにできない。例えばA中学校ではバレーボール部が欲しいんだけど、生徒からの要望があるんだけど、なかなか担当する教員がいない。無理強いはいできないわけですから。そうなってきたときには、ここにもあるように、共同で、学校が複数で共同チームをつくるとか、そういうことを考えているんだと思んですけど、その辺のことについて今の段階で教育委員会はどういうふうに考えているのか。多分これ、教育委員会のほうでも中学校の部活動の状況を、計画書だけじゃなくて、年に何回かは見に行くようなことも必要になってくるのかどうか、その辺についてはどのようにお考えになっているかをちょっとお伺いしたいなど。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 まず、校長が作成する学校の部活動に係る活動方針についてなんですけれども、この資料の2枚目以降が現行の部活動の在り方に関する方針となっております。この資料でいう3ページの1の(1)のア、イ、この辺り、もう既に各学校で校長が方針を立てて、顧問が計画書を立てて、ホームページにも掲載して、保護者等に伝えていくと、こういった取組はもう既に行っておりますので、それを継続していくようなイメージになろうかと思えます。

また、複数の学校が集まった形での部活動ということであると、現在も合同部活動という仕組みを整えておまして、うちの学校で受け入れますよということで受入れの手挙げをし

て、その学校で開いているから行きますか生徒にと募集をかけて集めると、そういった形の取組はもう既にございますので、それはそれで継続していくような形になるかなと考えております。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 補足になります。2つ目の質問への御回答にもなろうかと思えます。今センター長からお話しさせていただいた合同部活動に加えまして、学校のほうに民間委託の導入を考えております。もし例えばバレーボールの顧問の先生がどうしても見つからないという場合には校長の選択権でもって、この部活に関しては民間委託を入れたいということで調整し、効果検証しながら、だんだんその委託を増やしていきたいなと思っております。次年度は、おおよそですけれども、1つの学校につき2つ程度の部活動の民間委託の導入というところを考えております。

以上でございます。

【教育長】 ほかにはいかがでしょうか。

【吉村教育長職務代理者】 1つだけちょっと要望というか、もう既にやっつけちゃると思うんですけど、かなりこれ、部活動の変更というのはマスコミなんかからも出ているからとは思いますが、やっぱりこれ、生徒はもちろんですけど、保護者への周知、これから部活動がこういうふうになっていくということ、これを保護者へ周知していくことはとても大事だと思うので、その辺り、もう既にやっつけちゃると思えますけど、これはこれからも続けていって、まさに部活が変わっていくんですけど、今までの部活動とは違うんですよということを保護者にも理解してもらわないといけないのかなと思ってますので、それは要望としてお願いしたいと思えます。

【教育長】 何かあれば。指導課長。

【指導課長】 今御指摘いただいた点につきましても現在作っておりまして、令和6年度の4月2日の校長会のところで共通理解を図り、まずは内部での連携というところをしっかりとさせていただいた上で、速やかに保護者の方に向けましても、チラシのような形で全御家庭に配るようなことでやってまいりたいと思っております。

【吉村教育長職務代理者】 ぜひよろしくお願いしたいと思えます。

【教育長】 ほかには。

【濱松委員】 すみません。いいですか。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。今回、このスポーツ、4つでしたっけ。文化部のところ、結構、私、実は、高校なんですけど、バスケットボール部とESS部というか、要は体育会系と文化系に入っていて、体育祭、運動会と文化祭みたいなものがあるぐらいですから、文化部でもうちょっと地域と関わる何かというのがあれば、それも、ごめんなさい、もう皆さん既に考えておられるし、やろうとされているかもしれませんが、何かそういう地域との接点、品川の伝統、分かりませんが、何かそういう接点を持てたらいいんじゃないかなと思いました。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、文化部につきましても、先ほど申し上げた協議会の中で、地域人材というところを、どのような方が御専門でいらっしゃるかということ、種目を具体的に洗い

出しながら協議させていただいております。その後、幾つかリストのような形で挙げていただいたものを各学校の校長にお配りしまして、それぞれの学校で、もしその種目で必要な地域人材があったときには調整していくというような段取りを1つずつつくらせていただいております。一方で、先ほど申し上げました民間委託の中で、こちらにつきましては、運動部と文化部と境なく、やりたいところを選ぶことができる中で、今まだ現在集計中ではございますが、かなり文化部のほうもニーズが高いというような傾向を得ておりまして、吹奏楽部ですとかクッキング部ですとか、そういったところで民間委託をやりたいというような学校も出てございますというところをお伝えさせていただきたいと思っております。

【濱松委員】 ぜひお願いします。

【教育長】 ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、運動部活動の地域移行に係る協議会(第2回・第3回)および文化部活動の地域移行に係る協議会(第2回)の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」改訂については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第4、報告事項8、区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について。本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについて、どのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況につきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議、報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、そのように決定いたしました。

次に、日程第4、報告事項9、いじめの重大事態の結果報告について。本件も、区の事務事業に係る意思形成能力における案件ですが、事務局としては会議の扱いについて、どのように考えますか。

【教育総合支援センター長】 いじめの重大事態の結果報告についてにつきましても、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議、報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件については、そのように決定いたしました。

次に、日程第4、報告事項10、子ども読書の日フェアについて、説明をお願いします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、私から、令和6年度の子ども読書の日フェアについて御説明申し上げます。資料は、教育委員会資料21番を御覧ください。

品川区立図書館では、子どもの読書活動の推進に関する法律に定められた子ども読書の日(4月23日)にちなんだ事業を開催しているところでございます。令和6年度も、読書の奨励と利用促進を目的としまして、春と秋の年2回、子ども読書の日フェアを実施します。

まずは、品川区立の全図書館とおおさきこども図書館で実施する春の子ども読書の日フェアです。期間は4月1日から30日まで。行事内容ですが、特集本を展示するブックフェアでは、それぞれ春らしいテーマを決めて、展示や貸出しを行います。おはなし会、講習会や、裏面になりますが、期間中開催するイベントでは、各館それぞれ工夫を凝らした子供向けの取組を実施いたします。周知方法については、広報紙、ホームページ、ポスター、チラシなどで行います。

次に、秋の子ども読書の日フェアです。期間は10月1日から31日まで。品川区立の全図書館で、各館で決めたテーマで特集本の展示、貸出しを実施するものとなります。例年秋は、子ども読書の日フェアイベントを荏原文化センターで実施しております。子供が読書に興味を持てるよう、人形劇やおはなし会、科学工作等を行うとともに関連する本を展示、また大型絵本やお薦め本の展示などを行い、図書館をPRいたします。

詳細が決まりましたら御連絡いたします。

私からの説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 では、子ども読書の日フェアについては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第4、報告事項12、品川歴史館リニューアルオープンについて、説明をお願いします。

文化観光課長。

【文化観光課長】 文化観光課長、篠田でございます。本日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。私からは、品川歴史館リニューアルオープンについて御報告を申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

品川歴史館でございますけれども、こちら、平素から各学校さんの社会科見学等で御利用いただいております。本当にありがとうございます。こちら、昭和60年に開館しました施設で、30年以上が経過したということで、かなり施設・設備の老朽化が進んでいたということから、令和4年7月に一時休館いたしまして、この間、大規模改修工事とともに展示のほうの全面的なリニューアルをということで工事を実施してまいりました。このたび工事のほうは

完成しましたので、年度明けの4月からリニューアルオープンするという御報告させていただくものでございます。

資料の項番の1番でございます。開館日でございます。オープンの日は、来月、4月の21日の日曜日でございます。

当日のスケジュールですけれども、10時から、区長をはじめ教育長様にもおいでいただきまして、セレモニーとしての式典を実施いたします。その後、11時から一般の入場が始まるということで、当日は記念品の配布等を行う予定でございます。

次に、3番の学校見学の受入れでございます。これまでのような形で社会科見学等の受入れを4月23日以降実施していくものでございます。

4番の内覧会でございます。教育委員の皆様におかれましては、4月の10日と16日の日を設定させていただいているところでございます。そのほかの学校関係者につきましては、同じ日の夕方を予定しているところでございます。

その他でございますけれども、この学校関係者向けの内覧会等の御報告を4月20日の校長・園長連絡会にて御報告させていただく予定でございます。

引き続き、各学校様の御利用をお待ちしております。

私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 私も以前に行ったことがあって、またリニューアルしたので行ってみたいと思っているんですけど、これは学校見学をかなり受け入れて、当方も受け入れていたと思うんですけど、これは小学生ですか。3年生の社会科の勉強で区内の小学生が来るということなんでしょうかね。

【教育長】 文化観光課長。

【文化観光課長】 基本的には、今職務代理者さんがおっしゃったとおり、3年生の社会科見学が一番多くなっております。直近ですと、4年度から休館してしまいましたので、3年度の数字で申し上げますと、社会科見学でおいでいただいたのが、区内の学校さんが全部で19校ございます。基本的には全て小学校という形で、ほとんどが3年生ということでございます。

【吉村教育長職務代理者】 はい、分かりました。

【教育長】 ほかにはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、品川歴史館リニューアルオープンについては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第5、その他、令和6年4月の行事予定について、説明をお願いいたします。庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和6年4月の行事予定についてを御説明申し上げます。恐れ入ります。資料24をお手元に御用意いただければと思います。

4月につきましては、資料記載のとおり、教育委員会の定例会を2回予定してございます。第2火曜日であります9日、第4火曜日でございます23日、それぞれ午後2時から、場所は

ここ、教育委員室を予定してございます。

以上でございます。

【教育長】 質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 では、令和6年4月の行事予定については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退出願います。

— 了 —